

# 奈良県アーチェリー連盟規約

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本連盟は、奈良県アーチェリー連盟（以下「連盟」という）と称し、奈良県アーチェリー界の代表団体である。

第 2 条 事務所を下記におく。

奈良県宇陀市大宇陀小附 1046 番地

笹尾 茂寿宅内

## 第 2 章 目 的

第 3 条 本連盟は、奈良県アマチュア・アーチャーの統一協議機関であり、アーチェリーを通じて保健体育の向上と精神的鍛錬をなし、益々その道の健全なる普及発展と会員相互の親睦をはかり、かつ、全国のアーチャーとの親睦にも寄与することを目的とする。

## 第 3 章 事 業

第 4 条 本連盟は、目的遂行のため、次の事業を行う。

- (1) 奈良県下の競技会の開催。
- (2) 構成会員相互の緊密な連絡。
- (3) アーチェリーの研究並びに普及講習会の実施。
- (4) 県代表選手の選考。
- (5) その他、本連盟の目的達成に必要な事項。

## 第 4 章 組 織

第 5 条 本連盟は第 2 章の目的に賛同する県下のアーチャーを持って組織する。

## 第 5 章 役 員

第 6 条 本連盟に次の役員をおく。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 名誉会長  | 1 名 |
| (2) 会 長   | 1 名 |
| (3) 副 会 長 | 若干名 |
| (4) 理 事 長 | 1 名 |
| (5) 事務局長  | 1 名 |
| (6) 常任理事  | 若干名 |
| (7) 理 事   | 若干名 |
| (8) 監 事   | 2 名 |
| (9) 顧 問   | 若干名 |

2. 必要に応じ、副理事長、事務局次長、顧問、参与をおくことができる。

第 7 条 名誉会長は、会長職の経験のある者の中から理事会において推挙し、総会の承認によりこれを委嘱する。

2. 会長及び副会長は、理事会において推挙し、総会の承認を得てこれを選任する。

第 8 条 理事長・副理事長及び常任理事は、理事会の互選により選出し、会長はこれを委嘱する。

2. 事務局長は、理事又は県内在住の会員より、本連盟の別途に定める事務全般及び競技会の運営、会計等の任務に責任を持って携われる者を選出する。

3. 必要に応じ事務局次長を、理事又は会員より、事務局長を補佐できる者を選出することができる。

第 9 条 理事及び監事は総会において選出し、会長はこれを委嘱する。

第 10 条 顧問は、総会の推挙により会長はこれを委嘱する。

第 11 条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、本連盟を代表統括し、副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代行する。

(2) 理事長は、理事会を招集し、副理事長は理事長を補佐する。理事長が事故あるときはこれを代行し業務を統括する。

(3) 常任理事は、常任理事会を組織し、下記の実務を遂行する。

(ア) 審判部

(イ) 競技部

(ウ) 強化部

(エ) 高校部

但し、実務内容については別途定める。

(4) 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を遂行する。

(5) 監事は、本連盟の会計を監査する。

(6) 顧問及び参与は、重要事項に関し、役員会の諮問に応ずる。

第 12 条 役員の仕事は、2年とする。但し、再選を妨げない。

なお、理事及び監事がやむを得ず任期中に辞任する場合は、書面(任意)により会長へ提出し、理事会の同意を得なければならない。

## 第 6 章 会 議

第 13 条 本連盟の会議は、総会、理事会である。

第 14 条 総 会

(1) 総会は、本連盟の最高議決機関である。

(2) 総会は、本連盟の会員によって構成される。

- (3) 総会は、会長がこれを招集し、議長は、理事会において選考し、総会の承認を要する。
- (4) 定期総会は、毎年1回4月又は3月末にこれを開く。但し、臨時総会は、会長が必要と認められた場合、若しくは理事の三分の二以上からの会議の目的を提示しこれを請求した場合にこれを開くことができる。
- (5) 総会は、会員の二分の一以上を以て成立する。但し、委任状も含む。
- (6) 総会の議決権は、各員一票とし、出席会員の過半数を以て決議する。  
但し、規約変更は、会員の出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。  
議決において賛否同数の場合は議長に一任する。
- (7) 総会は、次の事項を議題とする。
  - (ア) 前期事業年度の事業報告並びに収支決算報告。
  - (イ) 当期事業計画と予算案の決議。
  - (ウ) 規約の改正について。
  - (エ) 役員を選任について。
  - (オ) その他重要事項。
- (8) 流会が2回続いた場合理事会に一任する。

## 第15条 理 事 会

- (1) 理事会は、本連盟の議決執行機関である。
- (2) 理事会は、会長、副会長、理事長・副理事長及び各理事を以て構成され、必要に応じて会長がこれを招集する。
- (3) 理事会は、総会の議決に基づき、責任をもって会務を執行しなければならない。

## 第 7 章 会 計

- 第16条 本連盟の会計年度は、4月1日より、翌年3月31日までとする。
- 第17条 本連盟の会費は1年分を毎年4月又は3月末に徴収する。
- 第18条 本連盟の会費事務は事務局長又は事務局次長がこれにあたる。
- 第19条 事務局長又は事務局次長は、会計簿を作成し常に会計状態を明らかにし、総会において会計報告をなすことを要する。
- 第20条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれに充てる。
- (ア) 会員分担金
  - (イ) 新加入者入会金
  - (ウ) 補助金
  - (エ) 寄付金
  - (オ) 競技会参加費
  - (カ) その他

## 第 8 章 入会及び脱退

- 第21条 本連盟に入会せんとする者は、会長宛書面をもって申し込む。
- 第22条 脱 退
- (1) 本連盟は、理事会が正当なる理由と認めた場合に連盟脱退を許可することを得る。
  - (2) 本連盟は、次の各項に該当する者を除名することができる。
    - (ア) 会費未納の者。
    - (イ) 本連盟規約に違反した者。
    - (ウ) アマチュア規程に違反した者。
    - (エ) その他

## 第 9 章 登 録

- 第23条 本連盟に登録できる者は、次の各項に該当する者。
- (1) 奈良県内に在住する者。

- (2) 奈良県内に勤務する者。
- (3) 奈良県内の学校に在学する学生・生徒。
- (4) 特に会長が認めた者。

#### 第10章 付 則

第24条 本連盟内規は、これを別定める。

第25条 奈良県アーチェリー連盟の競技規則は、全日本アーチェリー連盟競技規則に準ずる。

第26条 本規約は、昭和45年11月22日より施行する。

昭和53年4月1日一部改正

昭和60年4月1日一部改正

平成12年4月1日一部改正

平成21年7月29日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正

平成24年3月31日一部改正

平成30年3月31日一部改正

令和3年3月27日一部改正